係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第六項及び第八項並びに第三十三条の二十七第六項及び第八項の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条　（略）

2　（略）

3　民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第八項及び第三十三条の二十七第八項の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

○環境省令第八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）を実施するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年四月三日

環境大臣　中川　雅治

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次 第一章　個体等の取扱いに関する規制等（第一条―第十九条） 第二章　生息地等の保護に関する規制（第二十条―第三十二条） 第三章　保護増殖事業（第三十三条―第三十五条） 第四章　認定希少種保全動植物園等（第三十六条―第四十七条） 第五章　雑則（第四十八条―第五十六条） 附則	目次 第一章　個体等の取扱いに関する規制等（第一条―第十九条） 第二章　生息地等の保護に関する規制（第二十条―第三十二条） 第三章　保護増殖事業（第三十三条・第三十四条） （新規） 第四章　雑則（第三十五条―第四十三条） 附則
（法第四条第一項の主務省令で定める作成） **第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第八項及び第三十三条の二十七第八項の規定に基づく書面の作成とする。 （法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） **第七条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第七項第一号及び第三十三条の二十七第七項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。 （法第六条第一項の主務省令で定める交付等） **第九条**　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の二十七第七項第二号及び第三十三条の二十七第七項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。	（法第四条第一項の主務省令で定める作成） **第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の九第七項の規定に基づく書面の作成とする。 （法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） **第七条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の九第六項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。 （法第六条第一項の主務省令で定める交付等） **第九条**　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の九第六項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

附　則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。